

## **[事案 28-165] 転換契約無効請求**

・平成 29 年 8 月 11 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

自らは申込手続きを行っていないこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 61 年に契約した終身保険を解約しようとしたところ、平成 14 年に利率変動積立型終身保険に転換されていたことがわかったが、以下の理由から、転換を無効としてほしい。

- (1) 契約者である自分は、転換手続きをしていない。
- (2) 転換後の保障内容の説明がなかった。
- (3) 転換手続きをした妻に対しても積立金を取り崩される等の説明はなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の職場を 1 回、自宅を 2 回、訪問の上、申立人の妻が同席のもと、転換前後の保障内容および積立金の取崩しについて説明している。
- (2) 申込書および告知書は、募集人の面前で、申立人自身が記入・押印している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時の状況を把握するため、申立人、申立人の妻および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が転換手続きに関わっていない、また募集人が申立人に対して契約内容について直接説明をしていないとは認められないが、申込書および告知書について、申立人本人が行うべき自署が申立人によってなされなかった可能性がないとはいいきれない事情があることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。